



Title	商品論と商品生産の所有法則
Author(s)	清野, 康二
Citation	北海道大學 經濟學研究, 31(2), 281-311
Issue Date	1981-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31554
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(2)_P281-311.pdf



商品論と商品生産の所有法則

清 野 康 二

目次

はじめに

I 單純商品生産説

- ① 歴史的單純商品生産説
- ② 論理的單純商品生産説
- ③ 平田説

II 單純流通説

- ① 向井=佐藤說
② 宇野說

Ⅲ 単純流通と価値実体論

結びにかえて

はじめに

近年、領有法則転回論¹⁾に関する論文が数多く発表されたが、本稿は、それらの論争を、論理と歴史、流通と生産の観点から、商品論と「商品生産の所有法則」との関連についてのみ限定して整理し、そこに共通して存在する問題点を指摘して、解決の糸口を探ろうとするものである。

最初に、以下に示す貨幣資本循環式に従いながら、領有法則転回論の内容を簡単にみておくことにしよう（引用内の〔 〕は引用者の補筆を、圏点は引用者の強調を、傍点は原著者の強調を示す。以下同様）。

$$G_0 - W \begin{cases} A \\ Pm \end{cases} \dots P \dots W' - G'(G_0 + g_1) \downarrow g_1 - w \begin{cases} a \\ pm \end{cases} \dots p \dots w' - g'(g_1 + g_2) \downarrow g_2 \dots$$

G_0 を資本家自らが労働して得た原資本であるとするならば、資本家はそれを投下して、第1循環の終りに剰余資本第1号 g_1 を獲得することができる。次にこの g_1 を再び投下するならば、第2循環の終りには剰余資本第2号 g_2 が得られる。だが、剰余資本第2号 g_2 は剰余資本第1号 g_1 とは根本的に異なっている。というのは、剰余資本第1号 g_1 の前提が資本家自らが労働して得られたものと仮定された原資本 G_0 であるのに対して、剰余資本第2号 g_2 は、他人の「不払労働」である剰余資本第1号 g_1 に基づいて獲得されたものだからである。ここからマルクスは次のように結論する。

「剰余資本第1号 [g_1] を構成する剰余価値が、原資本 [G_0] の一部分による労働力の買入れの結果だったかぎりでは、すなわち、商品交換の諸法則に一致した買入れ……の結果だったかぎりでは、また、剰余資本第2号 [g_2] 以下がただ単に剰余資本第1号 [g_1] の結果であり、したがってあの最初の関係の帰結であるかぎりでは、さらにまた、一つ一つの取引が引き続き商品交換の法則に一致する……かぎりでは、明らかに、商品生産と商品流通にもとづく領有法則または私的所有の法則は、それ自身の、内的な、不可避的な弁証法によって、その正反對物に転回する」(〔9〕S. 607)。

要するに、「一つ一つの取引が引き続き商品交換の法則に一致する……かぎり」、自己労働に基づく所有（したがって「第1法則」(〔1〕S. 373)、または「商品生産の所有法則」) が他人の「不払労働」の搾取に基づく所有（「第2法則」(ebenda), 「資本主義的領有法則」) へと弁証法的に転回するというのである。

以上が『資本論』(第1部ドイツ語第2版第7篇)に基づいた領有法則転回論の簡単な内容であるが、この「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則」への弁証法的転回が、歴史的転回なのか、論理的転回なのか、それとも論理＝歴史的関係にあるのかをめぐって、激しい論争が行なわれてきたのである。この場合、「第1法則」である「商品生産の所有法則」の理解が決定的に重要になってくる。というのは、「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」が問題にされているのであるから、転回の出発点である前者を歴史的なものと把握するならば、後者への転回それ自体も歴史的過程とならざるをえず、同様に、前者を論理的なものと理解するならば、これに対

応して必然的に論理的な転回とならざるをえないからである。だが、貨幣の資本への転化論および、いわゆる転形問題の論争がそうであったように、論理か歴史かをめぐる論争は、『資本論』の全体系を貫く方法論と密接に結びついてこざるをえない。同様に、領有法則転回論も、論理か歴史かという視点から問題にする限り、第7篇第22章第1節にとどまらず、『資本論』の全体系の中で、とりわけ第1篇商品・貨幣論との関連において考察していかなければならないのである。

次章では、商品論と「商品生産の所有法則」との関連を、単純商品生産説と単純流通説に分けて検討することにした。

- 1) 詳しくは、「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」(〔10〕 S. 605), Umschlag der Eigentumsgesetze der Warenproduktion in Gesetze der kapitalistischen Aneignung である。Aneignung は領有または取得, Umschlag は転回, 転変, 変転, 転化と訳しうるが、本稿では、前者には領有、後者には転回という訳語を統一してあてることにする。だが、他の論者からの引用についてはこの限りでない。

I 単純商品生産説

①歴史的単純商品生産説

いわゆる歴史的単純商品生産説は、「私見によれば、商品論の実質は商品生産論、商品経済論である。いわば商品生産、商品経済という一つの独自の生産関係によって特徴づけられる生産体制の分析である」(〔16〕 2頁)、という遊部久蔵氏の主張からもうかがえるように、『資本論』の冒頭商品を歴史上に実在した「単純商品生産社会」の商品、いい換えれば、生産手段を所有している歴史上の小生産者が生産した商品と把握の説であり、こうした解釈に立つ場合、「商品生産の所有法則」も次のようにこれに照応することになる。たとえば、古川哲、田中菊次の両氏は次のように述べている。

「単純商品生産のもとでの生産の成果の所有は、生産者が自らの所有する生産手段と自己の労働とを結びつけて、その結果えられた生産物を自己の所有物として手に入る」(〔17〕 205頁)。

「労働は生産者自身の労働であり、生産手段は生産者自身の所有物である。したが

って、商品の生産過程は、……彼に所属する過程であり、その成果たる生産物は彼の所有に帰属することになる。これが商品生産の所有法則である」〔18〕61頁）。

このように、歴史的単純商品生産説は、冒頭商品を資本主義社会以前に歴史的に実在した商品と捉えるだけでなく、その商品が如何なる事情の下に生産されたかを、すなわち、その商品を生産する際に生産手段を誰が所有し、それを用いて誰が労働したかということの商品論で直接考察したために、それに照応して、「商品生産の所有法則」をも「生産者が自らの所有する生産手段と自己の労働とを結びつけて」規定せざるをえなかった²⁾のである。

次に論理的単純商品生産説をみてみよう。

- 2) 大島雄一氏も歴史的単純商品生産説である。たとえば、氏は次のようにいう。「当面の問題である資本の生成過程の理論的再構成は、本来の商品生産の第一段階である単純商品生産から、その第二段階である産業資本主義段階への発展の法則性の解明をなすといえる」〔19〕254頁）。

②論理的単純商品生産説

論理的単純商品生産説は、冒頭商品を資本主義社会から抽象して論理的にえられた単純商品生産者が生産した商品と把握する説であり、わが国で今なお根強く支持されている、最も「正統的」な見解といってよい。だが、形容詞こそ「歴史的」から「論理的」に変わったものの、内容的にはほとんど歴史的単純商品生産説と同じである。このことは、「第1巻第1篇では、論理的に抽象された単純商品生産」〔20〕97頁）が考察されるとしながらも、これを「いわば単純商品生産体制として、商品生産が捉えられている」（同上127頁）と換言している宮本義男氏の説からもうかがえるが、最も典型的なのが山本二三丸氏の次の指摘である。

「ここ〔第1巻第1篇〕では、直接的生産者、すなわち、生産手段を所有し、みずから労働する商品生産者が前提されているにすぎない」〔21〕254頁）。

みられるように、論理的単純商品生産説を掲げながら、ここでも先にみた歴史的単純商品生産説と同様に、商品論において、その商品が生産される際の生産手段の所有関係および活動または過程としての労働を直接考察したた

めに、資本主義社会から論理的に抽象してえられたものであるとはいえ、結局は歴史的単純商品生産説と同じ「単純商品生産社会」をそこで想定せざるをえなかったのである。

このような論理的単純商品生産説には、以下にみる川本勝美氏の「商品生産の所有法則」がみごとに照応することになる。

「領有法則転回論に登場する『商品生産および商品流通』とは、資本制的生産様式を表象として描きつつ、理論的操作によって、そこから資本・賃労働関係を捨象して抽出された『商品生産者たちの社会』であり、「しかも、その社会のすべての構成員が、生産手段を所有する独立自営の小生産者であって、生産物を自らの生活維持手段としてではなくて商品として生産し、流通において対等な商品所持者として自己の商品を等価交換しあう」(〔22〕90頁)。

さらには、この方法を徹底させ、「生産一般」にまで抽象する論者もいる。毛利明子氏の場合がそれであるが、氏は次のようにいう。

「資本主義社会から資本にまつわるすべての要素を捨てるとどうなるか。これをマルクスはつぎのように考える。労働は資本にやとわれる以前の労働に、生産手段は資本のものとなる以前の生産手段に、貨幣や商品も資本となる前のものに還元される。そこで資本主義社会から資本を捨象するということは、特殊な資本主義的生産関係をぬきとった人間労働による生産物の生産一般を抽出することになるとともに、歴史的にも特殊な階級関係成立以前の生産の形態をひきだすことになる」(〔23〕29頁)。

以上、論理的単純商品生産説の場合にも、冒頭商品を単に論理的に所与のものとして前提するのではなく、歴史的単純商品生産説と同様に、すでに商品論で、その商品がどのように生産されたかを直接問題にしたために、これに対応して「商品生産の所有法則」においても、生産手段の所有関係および活動または過程としての労働を直接考察することになったのである。

それでは、自ら論理＝歴史説を主張している平田清明氏の場合はどうだろうか。

- 3) 平田喜久雄氏も、わざわざ「資本主義的商品生産から抽象された『資本主義的生産のもっとも単純な要素としての商品』は、どういう条件のもとで生産された商品なのか」と自問して、それに「生産手段の所有者が自ら生産した商品であるのは当然である」と答えている(〔24〕103頁)。

③平田説

まず最初に、平田氏の『資本論』冒頭篇の理解であるが、氏は第1篇「商品と貨幣」を次のように性格規定している。

「第1巻冒頭篇『商品と貨幣』は、市民的生産様式とこれに照応した生産＝交通諸関係を論じたものである。したがってまた、私的所有の内実をその最も抽象的な規定において批判的に考察したものである。いいかえれば、市民社会の最抽象的な理論的考察なのである。この意味においてそれは第1巻の冒頭篇であるだけでなく、全3巻の冒頭篇としての意義を有する」(〔25〕335頁)。

「第1巻の第2篇から第8篇にいたる全過程(篇別構成はフランス語版に準拠)は、市民的生産様式の資本家的生産様式への転変を論じたものである」(同上336頁)。

要するに平田氏は、『資本論』第1部第1篇では市民的生産様式が、第3篇～第8篇では資本家的生産様式が取り扱われており、第2篇を移行論とするならば、『資本論』第1部は全巻これ市民社会から資本主義社会への転回を描いたものだというのである。

こうした第1篇の性格規定は、そのまま氏の「商品生産の所有法則」である「市民的領有権法」にまで反映せざるをえない。すなわち、「このこと〔労働と所有との同一性〕のうちには、当然に、生産の客体的諸契機(＝生産諸手段)がその主体的諸契機(＝労働)と一体化していることが含まれている」(〔26〕129頁)と述べていることから明らかなように、結局、先の論者と同じ様に、氏にあっては「商品生産の所有法則」を、「単純商品生産社会」を想定しながら、生産手段を私的に所有している小生産者の労働から直接的に導き出しているといわざるをえないのである。このことは、氏の『資本論』第1篇の性格規定からすれば、けだし当然であろう。

それでは、氏の説は何故に論理＝歴史説なのであろうか。この間に対する氏の答は次のようである。

「自己労働にもとづく個体的にして私的な所有が、他人の不払労働にもとづく、すなわち資本家的な私的所有へと自己転換し、しかもこの転変の成就の暁において、ふたたびこの資本家的領有を隠蔽する仮象として法的に確立され、社会の公認原理になる」(〔25〕334頁)。

あるいは次のようにも述べている。

「領有法則が転回するとき、つまり『労働が他人の所有の創出に等しく、所有が他人労働の支配に等しくなる』とき、この瞬間以降、それ以前には『実在的過程』として現われたものが、たんなる『仮象』として措定される。『本源的過程』がいまではたんなる『仮定』と看做される。しかも、この『仮象』そして『仮定』が、まさに今では『生産の一般的条件として、したがってまた法的関係として承認され、『一般的意思の表現として措定される。』このとき私的所有が自己労働を権原とする権利として社会的に承認される」(〔26〕130頁)。

みられるように氏は、「商品生産の所有法則」を、一方では領有法則転回の「瞬間」以前に「『実在的過程』として現われた」ものとして歴史的に、他方では「この瞬間以降」に「『仮象』として措定される」ものとして論理的に規定しているのである。だが、難解な氏の転回論の叙述のどこを捜しても、一度「『実在的過程』として現われた」「商品生産の所有法則」が一担消滅した後に、何故に再び「仮象」として現われるのか、換言すれば、一度消えたものがなぜ再び現われるのかという、氏の転回論のまさに基軸ともいべき部分に関する説明が全く見当らないのであり、したがって、氏の転回論は論理の飛躍の上に構築されたものでしかないといわざるをえないのである。⁴⁾

以上、①歴史的単純商品生産説、②論理的単純商品生産説、③平田説のそれぞれについて、商品論と「商品生産の所有法則」との照応関係をみてきたのであるが、これらの諸説は、「歴史的」、「論理的」、「論理＝歴史」的というように、それぞれ異なる形容詞が付されているものの、内容的には次の二点において、すなわち、第1に、冒頭商品を、歴史上の小生産者と、論理的な小生産者との違いはあるものの、結局は同じ小生産者が生産した商品と把握している点において、換言すれば、すでに商品論において、その商品が如何なる事情の下に生産されたかを直接考察している点において、第2に、以上の商品論に照応して、「商品生産の所有法則」をも生産手段を私的に所有している小生産者自身の直接的な労働に基づく所有として理解している点において、完全に一致していることがわかる。たとえば、「生産者が自ら所有する生産手段と自己の労働とを結びつけて」(古川氏)、「労働と生産手段と

が、生産者自身に所属する、ということにもとづいている」(田中氏〔18〕62頁)、「社会のすべての構成員が、生産手段を所有」して「生産物を……商品として生産し」(川本氏)、「資本にやとわれる以前の労働」が「資本のものとなる以前の生産手段」をもってする「生産物の生産一般」(毛利氏)、「生産の客体的諸契機(=生産諸手段)がその主体的諸契機(=労働)と一体化していることが含まれている」(平田氏)というように。

それでは、はたしてマルクスは、第1篇商品・貨幣論および「商品生産の所有法則」をこのようなものとして考察しているのであろうか。続いて、単純商品生産説と真向から対立する単純流通説を検討することにしたい。

- 4) 平田清明氏と基本的には同じ立場をとる論者として、山田鋭夫〔28〕、望月清司〔27〕、真木悠介〔29〕氏があげられる。歴史的単純商品生産説をとる大島雄一氏も、平田氏とほぼ同じことをいっている。『『等価物の交換』という表象そのものが、初発的には、かような現実的根拠のうえでのみあたえられるのである。そうしてこの表象は、ひとたびあたえられれば自立化し、現実的根拠を失っても後に至るまで仮象として牢固として支配するのである』(〔19〕267頁)。平田説と歴史的単純商品生産説とは、ほぼ同じものであるということがうかがえるであろう。

Ⅱ 単純流通説

①向井=佐藤説

前章でみた単純商品生産説は、『資本論』第1部第1篇においてすでに、その商品が如何なる条件の下に生産されたかということが直接問題にされていると解釈しているのに対して、佐藤金三郎氏は、「商品=貨幣関係が資本主義社会の表面の過程であるとすれば、資本=賃労働関係はその背後に横たわり、それをたえず生みだしている深部の過程なのである」(〔33〕4頁)と述べているように、資本主義社会を流通=表面および生産=深部の二層構造として把握し、第1篇(および第2篇)はその内の前者を考察対象としており、後者は第3篇以降ではじめて分析されるという新たな解釈をうちだしている。したがって、氏の説は単純商品生産説に対して単純流通説として位置づけることができるであろう。氏の説にしたがえば、冒頭商品は「資本主義

的生産過程の生産物および結果ではあるが、しかし資本主義社会の表面では、その深部の過程である生産過程は消えうせて」(〔34〕 38 頁)いるが故に、その商品が如何なる事情の下に生産されたかは、第1篇(および第2篇)では直接には問題とならないのであり、したがってまた、このような商品論の解釈に照応して、「商品生産の所有法則」も資本主義社会の流通表面に現われる「外観」として理解されることになる。

こうした「商品生産の所有法則」の解釈は、わが国では向井公敏氏(〔35〕)によってはじめて説得的に行なわれ、その後、頭川博氏(〔36〕)によって同じ方法が商品論にまで適用されたのであるが、本章では、向井=佐藤説に基本的に依拠しながら、流通と生産の観点から若干の補足を試みることにしたい。

最初に、マルクスの商品論を考察する上で重要な論拠となるところを、マルクスの著作の中からいくつか引用することにしよう。

まず第1に、『資本論』の出発点にはどのような商品が据えられているのであろうか。この点について、マルクスは次のように述べている。

「われわれはむしろ、商品がブルジョア的生産においては富のかかる一般的、基素的な形態として見いだされる、という事実から出発する」(〔4〕 S. 34)。

「われわれは一所与としての商品から出発した」(ebenda, S. 60)。

「私が出発点とするものは、いまの社会で労働生産物がとる最も簡単な社会的形態であり、そしてこれが『商品』である。それを私は分析するのであり、しかもまず第1にそれが現われる形態においてである」(〔13〕 S. 369)。

「『商品』——最も簡単な経済的具體物」(ebenda)。

それでは、この冒頭商品は如何なる事情の下に生産された商品なのであろうか。引用を続けよう。

「諸商品はつねに現存するものとして流通にはいつてくるのである。だから諸商品の成立過程、したがってまたその本源的領有過程は流通の彼岸によこたわっている」(〔1〕 S. 902)。

「単純な流通はブルジョア社会の表面であって、それが出てくるところの、もっと深い所で行なわれる諸操作は、そこで消え去っている」(〔2〕 S. 317)。

「個々の商品は、じっさい、でき上がっている生産物であって、その成立過程はその

背後に隠れており、特殊な有用労働をこの生産物に具体化し対象化した過程は、生産物では実際に揚棄されている」(〔7〕 S. 14)。

「生産過程は商品では消えている」(〔11〕 S. 385)。

「その年生産物に結果した生産過程は、われわれの背後にあり、すでに過ぎ去り、その生産物となって消えている」(ebenda, S. 443)。

みられるように、マルクスは「ブルジョア的富の基素としてブルジョア社会の表面に現われるような商品から出発」(〔4〕 S. 33) しているのであるが、この商品は「つねに現存するものとして流通にはいつてくる」、「一所与としての」商品、あるいは「でき上がっている」「一つの独立な物品としての個々の商品」(〔7〕 S. 188) だったのである。このような、すでに「でき上がっている」ものとして流通に入ってくる商品は、「未だ何ものにも媒介されておらず、論理的に生産過程の分析から導き出されていない」(〔30〕 cтp. 19) のであるから、その「商品の成立過程」、すなわち、生産手段を誰が所有し、それを用いて誰が労働したかというようなことは、流通の「背後に隠れて」「消え去っている」こととみなされ、したがって、そのような商品の生産過程は、「商品流通とその単純なる諸契機とが、われわれの唯一の前提をなしている」(〔10〕 S. 179) 第1篇の「単純なる流通の立場からは、まだ説明しえ」(ebenda, S. 176) ず、分析が流通の「背後にある生産過程」(〔11〕 S. 444) (第3篇以降) にまで到達して、そこで初めて考察されることになるというのである。

要するに、『資本論』の研究対象は、あくまでも完成したブルジョア社会であり、第1篇商品・貨幣論も、それ自身、資本の生産過程の産物である、資本主義社会の流通表面をその考察の対象としているのであるが、第1篇においては、いまだ資本の生産過程は分析されておらず、したがってまた商品・貨幣流通＝単純流通が資本の生産過程によって生みだされたものであるということが明らかになっていないために、「資本主義社会の表面に最も簡単な経済的関係として、富の最も基本的な形態として現われる商品」(〔34〕 37頁) を資本の生産過程の前提として抽象的に考察せざるをえなかったのである。だからこそマルクスは、『資本論』第1篇(および第2篇)の理論的性

格について述べ、これを次のように論定しているのである。

資本の生産過程の「前提は、それ自体また商品流通なのであるから、この過程の説明はまた、それから独立し、それに先行する商品分析をも必要とする」([11] S. 388)。それ故に第1篇商品・貨幣論は「生産過程に先行または並行」(ebenda, S. 443)する、「流通に属する過程」([7] S. 130)の分析であり、そこではこれを「分離してその形態的な性格を固持することで足りるのである」(ebenda, S. 56)と。

以上から、マルクスは、先の全ての論者が商品論においてすでに、その商品が如何なる事情の下に生産されたかを直接問題にしたのとは全く異なっており、第1篇商品・貨幣論を、そのような商品の成立過程を考察する生産論に「先行または並行」させ、そこから「分離」、「独立」させて流通論として徹底して考察しているということが明らかとなるであろう。

以上のように『資本論』の商品論を解釈するならば、これに照応する「商品生産の所有法則」の解釈も、先の論者とは当然異なってこざるをえないことになる。マルクス本来の「商品生産の所有法則」については、すでに向井、佐藤両氏によって詳細な研究がなされているので、ここでは佐藤氏の簡潔な規定を引用することにしたい。氏は次のように述べている。

「単純流通の考察では、『ただ同権の商品所持者が相対するだけである』と前提されている。この前提のもとでは、『各人は受けとることによってだけ与え、また与えることによってだけ受けとる』、いいかえれば、各人は『ただ自分の商品を譲渡することによってのみ他人の商品をわがものとするができる』。この『譲渡による領有』こそは、『交換価値が最も単純な、最も抽象的な表現として現われる社会的生産体制の基本形態』である。だが、『商品は交換価値としてはただ対象化された労働にすぎない』。だから、『それ自体交換価値の運動にすぎない流通の立場』からは、『自分の商品の譲渡による他人の商品の領有』は、必然的に『自分の対象化された労働』の譲渡による『他人の対象化された労働』の領有として、結局はつまり『たんなる労働と労働との交換』として現われるのである。本来、『流通が始まる以前に消えうせている』『諸商品の成立過程』は、流通から『逆に推論することはできない』にもかかわらず、『近代のすべての経済学者たち』が『自分の労働』を『本源的領有過程』ないし『本源的な所有権原』として説くことができたのは、まさにこのような単純流通の部面から必然的に発生する『外観』——『たんなる労働と労働との交換』——にもと

づくものであった」(〔32〕 249 頁)。

つまりこうである。すでに述べたように、①商品流通の内部では、その商品がどのようにして生産されたかはわからないのであるが、②そこでは、各人は自分の商品を譲渡することによってのみ他人の商品を獲得することができ、③しかも、その商品は、交換価値としては対象化された労働にすぎないのであるから、④結局、それは商品所持者の労働から直接に生ずるものとして現われることになる。⑤だからこそブルジョア理論家たちは、自己労働を「本源的な所有権原」として説くことができたというのである。

以上のように、佐藤氏は、マルクスと共に、自己労働に基づく所有という「商品生産の所有法則」を、単純商品生産者に解消することなく、したがって生産手段の所有関係や小生産者の活動または過程としての労働を持ち出すことなく、あくまでも完成したブルジョア社会の流通表面から導き出しているものであり、それ故にまた、「商品生産の所有法則」は単なる「外観」にすぎないと論定しているのである。

このような「商品生産の所有法則」の規定は、基本的には『経済学批判』(1858 年)の原初稿断片の「5) 単純流通における領有法則の現われ」(〔1〕 S. 901) に依拠したものであるが、とするならば、それはたんに「原初稿断片」のみならず、『資本論』をも貫徹する「商品生産の所有法則」の規定であるということがまず示されなければならない。というのは、この「原初稿断片」が書かれる際に依拠した「七冊のノート(第1部)への索引〔第1案〕」(1858 年 6 月)では、「II 貨幣」の締め括りとしての位置を与えられていた「5) 単純流通で現われる領有の法則」(〔1〕 S. 858) は、その後『資本論』に至るまで、プランの項目からは全く姿を消してしまうからである。

だが、プラン上は消滅したものの、内容的にも消滅したという訳ではない。たとえばマルクスは『剰余価値学説史』で次のように述べている。

「この法則〔商品生産の所有法則〕は純粋な仮構である。それは商品流通の外観から発生する。諸商品はそれらの価値すなわちそれらに含まれている労働に比例して交換される。諸個人は互いに商品所持者として相対しているだけであり、したがってま

た、ただ彼ら自身の商品を手放すことによってのみ他人の商品をわがものとして
 ができる。そのために、あたかも彼らはただ彼ら自身の労働を交換しさえすればよい
 かのように見えるのである」〔6〕 S. 369)。

さらには、『資本論』第1部第7篇第22章のいわゆる領有法則転回論にお
 いても、これと同じ内容の叙述をみいだすことができる。

「最初、所有権は自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現われた。少
 くともこのような仮定が認められなければならなかった。なぜならば、ただ同権の商品
 所持者が相対するだけであり、他人の商品を領有するための手段はただ自分の商品
 を譲渡することだけであり、そして自分の商品はただ労働によってつくりだされうる
 だけだからである。……所有と労働との分離は、外観上両者の同一性から出発した一
 法則の必然的な帰結になるのである」〔10〕 S. 609-610)。

このように、マルクスはここでも「……かのように見える」「仮構」、ある
 いは「……ものとして……現われた」「外観」または「仮定」として「商品
 生産の所有法則」を規定しているのであり、生産手段の所有関係や小生産者
 の活動または過程としての労働などは一切問題にしていないのである。した
 がって、マルクスは『資本論』の領有法則転回論においても、「商品生産の
 所有法則」を、先の論者のように「単純商品生産社会」に解消することなく、
 単純流通において現われる「外観」として規定していたということが明
 らかとなるであろう。

だが、かかるものとしての「商品生産の所有法則」は、領有法則転回論の
 ための「第一法則」として第7篇第22章第1節で説かれているだけではない。
 それは生産論に「先行または並行」し、そこから「分離」、「独立」した第
 1篇および第2篇の単純流通次元においてもすでに説かれているのである。
 たとえば、第1篇第2章「交換過程」の冒頭でマルクスは次のように指摘し
 ている（フランス語版もほぼ同じ）。

「これらの物を商品として互いに関係させるためには、商品の番人たちは、自分た
 ちの意志をこれらの物にやどす人として、互いに相対しなければならない。したがっ
 て、一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの
 意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分の
 ものにするのである。それゆえ、彼らは互いに相手を私的所有者として認めあわなけ

ればならない。契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもいなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意志関係である。この法的関係、または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」(ebenda, S. 99)。

あるいは、第2篇第4章「貨幣の資本への転化」の末尾でも次のように述べている(フランス語版もほぼ同じ)。

「労働力の売買が、その限界のなかで行なわれる流通または商品交換の部面は、じっさい、天賦の人権のほんとうの楽園だった。ここで支配しているのは、ただ、自由、平等、所有、そしてペンサムである。自由／なぜならば、ある一つの商品たとえば労働力の買い手も売り手も、ただ彼らの自由な意志によって規定されているだけだから。彼らは、自由な、法的に対等な人として契約する。契約は、彼らの意志がそれにおいて一つの共通な法的表現を与えられる最終結果である。平等／なぜならば、彼らは、ただ商品所持者として互いに関係し合い、等価物と等価物とを交換するのだから。所有／なぜならば、どちらもただ自分のものを処分するだけだから。ペンサム／なぜならば、両者のどちらにとっても、かかわるところはただ自分のことだけだから」(ebenda, S. 189-190)。

みられるように、ここでもマルクスは、単純流通において生じる「外観」としての「商品生産の所有法則」がブルジョア理論家たちの一般的な法律的観念となっていることを指摘しているのである。だが、第1篇および第2篇でこのような認識が可能となったのは、第1篇および第2篇を、「生産過程は商品では消えている」というように、生産論からいわば純化し、流通論として徹底的に考察することができたからに他ならない。というのは、こうした基本的視座に基づいてのみ、第1篇、第2篇は資本主義社会の流通表面を抽象的に考察したものであるということが明確となり、そして、すでにみたように、そこからは次のように、商品の生産を問うことなく「商品生産の所有法則」が導き出されるからである。

すなわち、資本主義社会の表層においては、労働者も労働力商品の所有者として現われるために、「互いに競争する社会成員が、ただ商品所持者としてのみ」([7] S. 8) 現われ、かつここでは「流過程そのものによって与えられる依存関係のほかには、どんな依存関係もまったく前提されていない」([4] S. 32) のであるから、そこでは純粋に give and take の原則だけが支

配しているといえるのであり、そこから必然的に商品所持者＝商品生産者、さらには所有＝労働という「外観」もまた生みだされることになるのである。

以上から、マルクスは『経済学批判要綱』から『資本論』に至るまで、一貫して「商品生産の所有法則」を「単純流通における領有法則の現われ」として規定しているのであって、先にみた論者のように、それを「生産者が自らの所有する生産手段と自己の労働とを結びつけて」規定しているのでは全¹⁰⁾くないということが明らかとなるであろう。

このように、商品論を流通論として純化することによってのみ「商品生産の所有法則」は正しく措定されうるのであるが、とするならば、わが国でいちはやく流通論の純化を唱えた宇野弘藏氏は「商品生産の所有法則」をどのように考えているのだろうか。節をあらためて考察しよう。

- 5) 『経済学批判要綱』の「原初稿断片」には、このような内容の叙述が多くみられる〔(1) S. 901-918〕。詳しくは、向井公敏氏の論文〔35〕をみよ。
- 6) 厳密に言えば、貨幣が出現してから流通論となるのであるが、生産過程の分析がいまだ行なわれていないという意味では、第1篇、第2篇を流通論として括ることができる。
- 7) 永谷清氏は同じ箇所を引用した後に、「これは、マルクス以降の価値論研究において、単純商品社会論（または単純商品生産論）とよばれた考え方に他ならない。…『資本論』の価値論の特徴は、……ここでのように単純商品社会論が随所に散在している」〔(50) 273頁〕と述べているが、これは全くの誤解である。
- 8) 石井英朗氏は同じ箇所を引用して、「ここでは明らかに、私的所有は、商品関係そのものの措定する売買関係によって与えられる所有にうつしかえられているようである」〔(51) 55頁〕とコメントしているが、マルクスは「ここで」「うつしかえ」ているのではなく、一貫して「商品関係そのものの措定する売買関係」から「商品生産の所有法則」を導き出しているのである。なお、中野正〔52〕も参照のこと。
- 9) この後に次の文章が続く。「いまこの〔流通〕部面を去るにあたって、われわれの登場人物たちの顔つきは、見受けるところ、すでにいくらか変っている。さっきの貨幣所持者は資本家として先に立ち、労働力所持者は彼の労働者としてあとについて行く。一方は意味ありげにほくそえみながら、せわしげに、他方はおずおずと渋りがちに、まるで自分の皮を売ってしまってもはや革になめされるよりはかにはなんの望みもない人のように」〔(10) S. 191〕。こうして資本家は労働者をつれて流通部面から立ち去って、いよいよ生産部面へ入っていくのである。

- 10) 「商品生産の所有法則」を「外観」として説く論文は最近多くなっている。たとえば、吉原泰助〔42〕、平野厚生〔41〕、角田修一〔39〕、鈴木和雄〔37〕、高須賀義博〔38〕、中川弘〔40〕、シュクレドフ〔30〕、プロジェクト・グループ〔31〕などがあげられる。

②宇野説

宇野氏の論点は大きく分けて二つに整理される。一つはマルクスの「商品生産の所有法則」に対する解釈であり、もう一つは氏の積極的主張である。前者から取り上げよう。氏は次のように述べている。

「実際、私有制なるものが果して『自己の労働に基づく』ものとして確立されるかどうかということに問題があるのではなかろうか」(〔43〕146頁)。

「単に『自己の労働』によってえたものであるというだけでは、商品経済的私有を確立するものではない」(〔46〕115頁)。

「商品経済的私的所有は、労働＝生産過程そのものから必然的に設定されるものではないのである」(同上116頁)。

このように、宇野氏によれば、マルクスは「私有制なるものが」「『自己の労働に基づく』ものとして確立される」、あるいは「『自己の労働』によってえたものであるというだけで」「商品経済的私有を確立する」と述べているのであり、それは、マルクスが「商品経済自身が、『自己の労働に基づく』いわゆる単純商品生産によって全面的に確立されるもの」(〔43〕146頁)とみなしているからだというのである。しかも先の論者は、これと同じ解釈に依拠しながら、領有法則転回論を肯定しているのに対して、宇野氏は同じ理由でもってそれを否定しているのである。しかしながら、繰り返すまでもなく、「単純商品生産によって全面的に確立される」「商品生産の所有法則」なるものは、すでにマルクスの明瞭に峻拒するところであり、このような見解は、マルクスの「商品生産の所有法則」に対する氏の全くの無理解に由来するものといわなければならない。¹¹⁾

ところが、宇野氏の積極的な主張を検討してみると、かなりニュアンスが異なってくるのである。引用を続けよう。

「少なくとも商品経済的私有制は、マルクスもいうように『他人の商品を獲得する

手段は、自己の商品の譲渡のみである』という売買関係を通して確認され、確立されるのであって、資本の生産過程が、労働力を商品として買入れてそれによって、云いかえれば他人の労働によって、生産される生産物を資本の生産物とし、資本家の所有とするところに一般的に確立されるといえる」(同上 146 頁)。

『『自己の労働に基づくものとして現われる』『所有権』も、それだけでは商品経済的体制としては確立されないで、労働自身も労働力なる商品の売買を通して資本の形式の下に行なわれながら、その所有権が『労働に基づく』ものとして確立されるといふところに、弁証法的顛倒があるのではあるまいか』([46] 115 頁)。

「労働自身がかかる『商品所有者のみが対立する』私的所有関係の下に行なわれる労働となる、資本家の生産方法において始めて、労働は近代的所有権の実質的根拠をなすことになるのであって、その点にこそ弁証法的顛倒があるといえるのではないかと考えられる」(同上)。

「弁証法的顛倒は、商品交換関係が前提する私的所有が、単なる交換関係においてはその根拠を与えられていないということによるのである。いい換えれば交換関係が生産過程を実質的に包摂するときその前提が確保されるという関係にあるわけである」(同上 116 頁)。

要するにこうである。商品生産は労働力の商品化によって、すなわち資本主義社会で全面的に確立するのであるが、そこで初めて「商品交換関係が前提する私的所有」もまた「確保」される。つまり前提されているものがあとから措定されることになる。なぜならば「商品経済的私有制は……資本の生産過程が、労働力を商品として買入れてそれによって、云いかえれば他人の労働によって、生産される生産物を資本の生産物とし、資本家の所有とするところに一般的に確立される」からである。そして、まさにその時にこそ、「所有権が『労働に基づく』ものとして確立される」、あるいは「労働は近代的所有権の実質的根拠をなすことになる」¹²⁾のであり、これが「弁証法的顛倒」だというのである。

だがしかし、これはマルクス自身の主張するところではなかったか。というのは、マルクス自身次のように述べているからである。

「労働力が労働者自身によって商品として自由に売られるようになる……そのときからはじめて商品生産は一般化されるのであって、それが典型的な生産形態になるのである。そのときから、はじめて、どの生産物もはじめから販売のために生産されるようになり、いっさいの生産された富が流通を通るようになる。賃労働がその基礎と

なるとき、はじめて商品生産は自分を全社会に押しつける。しかしまた、そのときはじめて商品生産はそのいっさいの隠された力を發揮する」(〔10〕 S. 613)。

みられるように、マルクスは、先には「商品生産の所有法則」＝自己労働に基づく所有を「外観」として説いていたのに対して、ここでは明確に、商品生産は自己労働によってではなく、資本主義的生産下の「賃労働」によって「基礎」づけられて、はじめて「一般化される」と述べているのである。

以上の内容を若干敷衍して述べれば次のようになる。「商品として流通に入る生産物がいかなる生産様式の基礎上で生産されたにしても……商品としては、これらの生産物は、交換過程とそれに伴う諸形態変化を経ねばならない」(〔12〕 S. 337) のであるから、「単純な商品流通は……非資本主義的生産の基礎上でも行なわれうるのである」(〔11〕 S. 354)。だが、それは部分的なものでしかない。この単純流通が社会の全表面を被うようになるためには、本源的蓄積（以下「源蓄」と略称）によって土地および労働力までもが商品化されなければならない。したがって、「資本主義的生産の基礎上でのみ、商品のはじめて生産物の一般的な形態になる」(〔7〕 S. 180) のである。

この過程を「商品生産の所有法則」に当てはめれば次のようになる。すなわち、封建社会では領主の経済外的強制が作用するものの、少なくとも売買は売り手と買い手との自由な合意に基づいて成立するのであるから、そこには形式的な自由平等性が存在するのであり、したがって、すでにみた「外観」としての「商品生産の所有法則」は、不充分ながらも歴史上の単純流通においてすでに生じることになる。だが、それが「外観」として確立するのは、あくまでも社会の全表面が商品流通によって被われている完成したブルジョア社会＝資本主義社会においてである。いい換えれば、自己労働に基づく所有という「外観」は、資本・賃労働関係によって背後から支えられることによってのみ、はじめて確立するのであり、したがって、所有権または所有法則は同じままであっても、領有様式または領有法則はすっかり変革され、この意味において、「商品生産の所有法則」は「資本主義的領有法則」に転回することになるのである。

このように、前提されたものが資本・賃労働関係の基礎上ではじめて措定されるということが、まさに領有法則転回論の核心に他ならないのであるが、このような例は他にもある。たとえば、「帝政時代のローマでは」「ブルジョア社会の法律は、その本質的諸規定からすれば仕上げられていた」(〔1〕 S. 916) のであるが、それは歴史上の単純流通がそれなりの観念を生みだしたものに他ならず、ブルジョア法の真の確立は、あくまでも完成したブルジョア社会である、資本・賃労働関係を基盤とした資本主義社会においてであるということ、あるいは、ロビンソン物語のような孤立した「個人」は、「封建的社会形態の解体の産物」、「歴史の結果」であるにもかかわらず、スミス、リカードは、それを「過去に実在した理想として」、「歴史の出発点」(ebenda, S. 1) として把握していたということ、これらはすべて、先に現われたものが後から確立するというブルジョア社会の転倒性を表わしたものに他ならず、まさに「科学的分析は後から始まり、したがって、発展過程の完成した諸結果とともに始まるのである」(〔10〕 S. 89)。ところがブルジョア理論家たちは、ブルジョアイデオロギーである自己労働に基づく所有＝「商品生産の所有法則」が資本・賃労働関係に基づいてはじめて措定されるということ、換言すれば、「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」は、同じ資本主義社会における表層と深層との間の関係であるということを認識しえなかったために、同じ社会に give and take と give and give・take and take の二つの異なった法則が同時的に存在することに疑問を抱き、「商品生産の所有法則」を歴史的過去に移し変えてしまったのである。ちょうどスミスが「商品の価値がそれにふくまれている労働時間によって測られたのは、人間がまだ資本家、賃労働者、土地所有者」になっていない「失われた楽園においてである」(〔3〕 S. 45) と表現したように。マルクスはまさに、古典派がこのように歴史的＝異時的連関として把握していたものを、同時的構造連関に再構築してブルジョア経済学を批判的に克服したのであった。

以上、マルクスに依拠しながら、領有法則転回論の核心部分について述べ

たのであるが、それでは、マルクスと宇野氏との相違はどこにあるのであろうか。資本主義的生産のもとにおける資本・賃労働関係を基礎にして、商品生産、したがって商品交換が全面的に展開し、この時はじめて所有権も確立するという点では両者は一致している。ところが、宇野氏はだから領有法則は転回しないと結論し、マルクスは逆に、だから転回すると帰結しているのである。というのは、すでにみたように、マルクスは資本・賃労働関係を基盤とする、資本主義社会の流通表面＝単純流通においてこそ、まさに「自己労働に基づく所有」という「外観」もまた確立すると主張しているのに対して、宇野氏は、一方では「労働に基づく所有の観念」は「真相を蔽うのに役立つ常識的なものに過ぎない」(〔47〕 205 頁) という認識を示しながらも、これを資本主義社会で確立する「外観」として徹底して措定し得なかったからである。だが、宇野氏自ら再三強調している「弁証法的顛倒」が、かかるものとして真に「顛倒」するためには、この「外観」としての「商品生産の所有法則」を認めなければならないであろう。なぜならば、そうすることによってのみ、何から何へ「顛倒」するのが明らかになり、氏のいわゆる「弁証法的顛倒」もより明解なものとなるからである。

- 11) こうした誤解は、石井英朗〔51〕、大内秀明〔48〕、永谷清〔50〕、塚本健〔49〕、山本哲三〔54〕氏によって繰り返されている。
- 12) ここで宇野氏は、単なる「売買関係」だけではなく、労働が「近代的所有権の実質的根拠をなす」と述べている。この点、石井英朗〔51〕、山本哲三〔56〕氏は宇野氏と同じであるが、永谷清氏は「売買関係＝形態にもとづいて成立する私的所有」(〔50〕 284 頁) と述べており(日高普氏〔57〕も同じ)、宇野派内部でも意見の分かれるところである。また、宇野氏は「自己労働」といういい方を意識的に避けているが、すでに引用したように、ただ一ヶ所だけ『「自己の労働に基づくものとして現われる」『所有権』』と述べている。だが、何故に「所有権」が「自己の労働に基づくものとして現われる」のかの説明はなされていない。

Ⅲ 単純流通と価値実体論

前章で明らかにしたように、商品論では、すでに「でき上がっている」ものとして流通に入ってくる商品が考察の対象となっているのであり、マルク

スは『資本論』の第1部第1篇（および第2篇）を生産論の前提として、生産論から「分離」、「独立」させ、流通論として徹底して考察したのであった。

こうした基本的視座に基づいてのみ、「商品生産の所有法則」も完成したブルジョア社会の流通表面で確立する「外観」として理解することができるのである。しかるに先の論者は、第1篇においてすでに商品の生産それ自体が問題にされていると取り違え、したがってまたこれに照応して、本来「単純流通における領有法則の現われ」として把握すべきであった「商品生産の所有法則」までも、歴史上の小生産者と資本主義社会からの理論的抽象物としての単純商品生産者という違いはあるものの、結局のところ両者は共に生産手段を私的に所有している小生産者の労働によって、直接的に規定してしまったのであった。換言すれば、本来、商品の流通が問題となっているところへ商品の生産を直接持ち込んで問題を解決しようとしたところに、先の論者の根本的な難点が存在しているのである。

だが、マルクスが『資本論』第1部第1篇（および第2篇）を生産論に「先行または並行」させ、またそれから「分離」、「独立」させて流通論として徹底して考察していたということはきわめて重要である。というのは、このような『資本論』冒頭篇の解釈は、「商品生産の所有法則」と同様に、これまで行なわれてきた『資本論』冒頭の価値実体論の解釈にも根本的な反省をせまることになるからである。

たとえば、論理的単純商品生産説の立場から、山本二三丸氏は次のようにいう。

「第1巻第1篇においてとりあげられているのは、社会の成員たる商品生産者が生産に投下した労働の特殊な社会的形態としての価値であり、価値の形態である。したがって、ここでは、直接的生産者、すなわち、生産手段を所有し、みずから労働する商品生産者が前提されているにすぎない」(〔21〕254頁)。

「価値の実体および大いさの問題は、単純商品生産についてのみ、……解明しえらるのであり、『資本論』第1巻第1章がこれを示している」(同上107頁)。

このように、山本氏は、先にみた氏の「商品生産の所有法則」の解釈と同

様に、第1篇の考察対象は資本主義社会から論理的に抽象してえられた「単純商品生産社会」であり、そこにおいて生産手段を所有している小商品生産者が自ら実際に労働しているからこそ、『資本論』の冒頭篇で価値の実体規定もまた与えることができると理解しているのである。だが、こうした理解は、論理的単純商品生産説のみならず、歴史的単純商品生産説にも共通して存在するものである。

一方、宇野氏は、冒頭商品においては、「それがいかなる産業部門で、いかなる事情のもとに生産せられたかという具体的関係……は当然に捨象されてくる」(〔44〕32頁)と述べているように、単純流通説に立ちながら、『資本論』の冒頭で価値の実体規定が与えられていることについては、これを次のように批判している。

「どういふ生産関係のもとで生産されたかを明らかにしないままで商品の生産を説くことはよくない、……したがってここでは、いわゆる労働価値説を展開することはできない」(〔45〕8頁)。

要するに宇野氏は、流通論では商品の生産が問題にされていないからこそ、価値の実体規定もまたそこでは与えることができないのであり、にもかかわらず、マルクスが『資本論』の冒頭＝流通論で価値実体論を展開しているということは、先の「私有制の規定と相対応」(〔43〕147頁)した「古典派経済学の影響が残っている」(〔45〕37頁)もの、すなわち古典派の残滓にすぎないと主張している¹³⁾のである。

このように、冒頭価値実体論を肯定する単純商品生産説と、それを否定する宇野説とは大きな隔たりが存在するのであるが、山本氏が、「価値の[○]実[○]体」は「単純商品[○]生[○]産[○]についてのみ」「[○]解[○]明[○]し[○]え[○]ら[○]れ[○]る」と述べ、一方、宇野氏は「商品[○]の[○]生[○]産[○]を説くこと」と「[○]労働[○]価値[○]説[○]を[○]展[○]開[○]する[○]こと」とを一体視しているように、両者には、労働＝生産、詳言するならば、『労働』とは生産をいいかえたものにほかなら(〔53〕94頁)ず、したがって、価値の実体規定もまた生産過程の分析と一体となって与えられなければならないという共通認識が存在しているのであり、両者の相違はむしろ、単純商品生産説

が、価値の実体規定が与えられるその場を単純商品生産に設定しているのに対して、宇野氏は、それを資本主義的生産過程に求めている点にこそあるといえるであろう。

しかしながら、マルクスは第1篇を生産論に「先行または並行」させ、またそれから「分離」、「独立」させて流通論として考察し、なおかつそこで価値の実体規定を与えるという、一見矛盾した方法をとっているのである。はたしてこれは古典派の残滓であろうか。

すでに引用した部分と重複するところもあるが、マルクスの次の指摘はこの問題を解くカギを提供するであろう。

「その年生産物に結果した生産過程は、われわれの背後にあり、すでに過ぎ去り、その生産物となって消えている。」

「商品そのものとしては、この対象化された労働がだれから出ているかなどということは、まったく不分明である（また実際にどうでもよいことである）」（〔7〕S. 188）。

「生産過程は商品においては消えている。商品の生産において、労働力が支出されたということは、いまでは、商品が価値を有するという商品の物的属性として現われる」（〔11〕S. 385）。

すなわち、先にみたように、マルクスは冒頭において「つねに現存するものとして流通にはいつてくる」「一所与としての」商品、あるいは「でき上がっている」「一つの独立な物品としての個々の商品」を分析対象に据えていたのであった。それ故、その商品に「結果した生産過程は、われわれの背後にあり、すでに過ぎ去り、その生産物となって消えて」おり、したがってまた、そこでは「労働力が支出されたということは、いまでは、商品が価値を有するという商品の物的属性として現われる」ために、マルクスは生産過程の分析を前提することなしに、そこから「分離」、「独立」した第1篇商品論において、価値の実体規定を「一つの思考産物」¹⁴⁾（〔8〕S. 17）として分析的に導き出すことができたのである。だからこそ、「商品そのものとしては、この対象化された労働がだれから出ているかなどということは、まったく不分明」であり、かつ「実際にどうでもよいこと」だったのである。

だが、このように、『資本論』冒頭における価値の概念は生産過程の分析

を前提とすることなしに与えられているのであって、そこでは「労働は過程として検討されていない」(〔30〕 стр. 19) とするならば、そうした価値規定には当然、一定の限界が存在せざるをえないのであり、その限界を補うべく、第3篇以降の資本の生産過程に媒介されることによって、冒頭の価値実体規定は、より具体的な形態を獲得することになる。マルクスはいう。

「もともと、われわれは個々の商品を一定の労働量の所産および直接的生産物として考えていた。いま、商品が資本主義的生産の生産物として現われるとなると、事柄は形態的には次のように変化する。生産される使用価値量は、その生産に費やされる資本(不変資本と可変資本)に含まれる労働時間・プラス・資本家の領有する不払労働時間、に等しい労働時間を表わしている」(〔5〕 S. 262)。

ここから、マルクスは、商品を資本の生産過程が分析される以前の「単純な商品」(〔4〕 S. 60) と、分析以後の「資本主義的生産の生産物」としての商品とに明確に区別していることがうかがえるであろう。ここで注意すべきは、マルクスは、生産過程の分析を行う以前には、価値の実体を「人間労働の……単なる凝固物」(〔10〕 S. 52) と規定し、それ以上のものには商品価値を分解していないのに対して、生産過程の分析を踏まえた上で、それを「不変資本と可変資本」・プラス・「不払労働」、換言すれば、 $C+V+M$ と規定している点である。すなわち、不変資本および可変資本は生産過程においてその価値を変えるか否かによって規定される概念であり、生産過程の分析が前提されていない第1篇では、生産手段の消費は全く問題にされず、したがって価値の実体規定も「人間労働の……単なる凝固物」として与えられているのに対して、マルクスは、第3篇以降における生産過程の分析の中で、具体的有用労働による生産手段の価値移転と抽象的人間労働による新価値創造のメカニズムを明らかにすることによって、冒頭で与えた価値の実体規定を旧価値・プラス・新価値としてより具体的に再規定しているのである。だが、両者はもともと同じ物の「別の表現にすぎない」(〔4〕 S. 145) のであり、単純商品生産説のように、資本主義社会とは別個の「単純商品生産社会」をそこで想定し、「人間労働の……単なる凝固物」を後者に、 $C+V+M$ を前

者にあてはめて、両者を歴史的＝異時的連関として把握している訳ではない。

ところが、アダム・スミスは、先にみた「商品生産の所有法則」の場合と同じように、本来、同じ物の「別の表現」にすぎない二つの価値規定を、不十分ながら分析しえたにもかかわらず、それを歴史的な連関へと置き替えてしまったのである。すなわち、スミスは「初期未開の社会」と「資本の蓄積と土地の占有」(〔14〕 80 頁)が行なわれている社会を区別して、前者において労働一般を富の本質とする観点を示しているのに対して、後者では、いわゆる $V \cdot \text{プラス} \cdot M$ のドグマに陥りながらも、「職人たちが原料に付加する価値は、この場合、二つの部分に分かれるのであって、その一つは、かれらの賃金を支払い、他の一つは、かれらの雇主が前払した原料と賃金との全資本に対する雇主の利潤を支払う」(同上 82 頁)と述べているように、暗黙のうちに、価値の C, V, M 部分への分割を考察しているのである。だが、こうした二つの価値規定は、「初期未開の社会」と「資本の蓄積と土地の占有」が行なわれている社会との歴史的＝異時的な連関において分析しうるものではなく、生産過程の分析によって媒介されているか否かによって異なる、同じものの「別の表現」でしかないのである。

一方、リカードは、「初期の社会」(〔15〕 13 頁)において、投下労働価値説を唱えた後に、スミスのいう「資本の蓄積」された社会においては、直接労働と間接労働が商品の交換価値を決定するとしながらも、「初期の社会状態においてさえ……何らかの資本が……必要であった」(同上 24 頁)と述べることによって、「初期未開の社会」を「資本が蓄積」されている社会に解消してしまったのであった。だがリカードは、このように資本主義社会の特殊歴史性を看過することによってではあるが、不十分ながらも二つの価値規定を同じ資本主義社会における同時的連関として把握する視点を示しえたのであり、スミスとリカードのこのような相違は、歴史認識としては「リカードに比してのスミスの優越」(〔59〕 105 頁)と評価してよいのであるが、価値論としては、まさにこの歴史認識の欠陥の故に、スミスに比してのリカード

の優越を示すものとなっているのである。しかも、スミスは『国富論』第2篇の蓄積論に先だつ第1篇で、またリカードは『経済学および課税の原理』第1章「価値について」で、上記の二つの価値規定を与えているように、本来、生産過程の分析を前提として与えられるべき価値規定が、生産過程の分析を前提とすることなしに与えられる価値規定とともに、生産過程の分析以前に与えられているのである。マルクスは、このような古典派の欠陥を批判的に克服すべく、商品・貨幣論を、資本主義社会の流通表面を考察する流通論として、生産過程の分析から「分離」、「独立」させ、そこで生産過程の分析を前提とすることなく、価値の実体規定を「労働の……単なる凝固物」として与え、生産過程の分析を踏まえた上で、より具体的に $C+V+M$ と再規定することによって、両者を同時的構造連関として把握することができたのである。

以上から、マルクスの冒頭価値実体論は、単に古典派の価値実体論を踏襲しているのではなく、ましてや残滓などではなおさらなく、古典派の価値実体論を批判的に克服した、¹⁶⁾ 経済学批判の意味をも持つものであるということが明らかとなるであろう。

13) 宇野氏が冒頭価値実体論を否定する論拠としては、この他にも、①価値実体論と価値形態論では展開方法が異なり、方法論的に二元論であるということ、②理想平均または均衡は前提とされるものではなく、たえざる不均衡の結果としてもたらされるものであるということなどがあげられる。本稿では、『資本論』第1部第1篇および第2篇を流通論と把握することが、冒頭価値実体論にはなんら抵触しないということを示すにとどめ、労働価値説の論証の問題については別稿で考察することにした。したがって、本稿では領有法則転回論を考察する上で必要な限りにおいて、冒頭価値実体論を考察したにすぎない。

14) 「それ自身抽象的であってそれ以外の質も内容もない人間労働の対象性は、必然的に抽象的な対象性であり、一つの思考産物である」(〔8〕S. 17)。

15) マルクスはこのような指摘を随所で行なっている。たとえば〔7〕の S. 188, S. 190, S. 218 をみよ。

16) スミスの「初期未開の社会」、リカードの「初期の社会」については多くの議論が存在するが、詳しくは稿を改めて検討したい。

結びにかえて

以上、3章にわたって考察したように、マルクスは、『資本論』第1部第1篇（および第2篇）を第3篇以降の生産論の前提として、生産論から「分離」、「独立」させ、流通論として徹底して考察することによって、「商品生産の所有法則」をも冒頭の価値実体規定をも古典派の批判的克服として措定することができたのである。こうした解釈が妥当であるとするならば、それは、古典派批判としての領有法則転回論を古典派の残滓と取り違えた、「転回論的方法的素地は、生産一般論、商品経済史観、論理と歴史との照応といった古典派的地平にあ¹⁷⁾」(54) 112頁) というような批判的解釈に対してはもちろんのこと、『資本論』の冒頭では価値の実体規定は与えられないと主張する宇野氏に反論することに急なあまり、冒頭実体論に生産論を密輸入してしまった単純商品生産説に対しても根本的な反省をせまることになるであろう。すなわち、単純商品生産説は、せっかくマルクスが経済学批判の視座から同時的構造連関として資本主義社会の流通表面にアウフヘーベンした「商品生産の所有法則」および冒頭価値実体論を、わざわざブルジョア経済学の歴史的＝異時的連関に引き戻して解釈してそれで良しとしているのに対して、宇野氏は、同様にマルクス経済学を一担ブルジョア経済学に解消して解釈した上で、今度はそれをブルジョア経済学の残滓であるとして否定して、氏の積極説をうちたてているのである。マルクスを解釈することと、自らの積極説を展開することとは別問題であるとしても、後者は前者の厳密なる考証を踏まえた上で展開されて、はじめて学説史的意義を獲得できるものとなるということは、マルクス経済学の成立過程をみれば自ら明らかであろう。したがって、上記の論者が、マルクスの「外観」の叙述に惑わされて、経済学批判としてのマルクス経済学を、その出発点においてすでにブルジョア経済学に解消して解釈してしまったとするならば、各論者の積極的主張そのものも根本的な再検討をせまられることになるであろう。とするならば、新たな『資本論』草稿が次々と発表されている今日、経済学批判の視点か

ら、再び「マルクスがどう述べているか」を厳密に考証し、それに基づいて各論者の積極的主張そのものを再検討する必要があるのではないだろうか。¹⁸⁾

- 17) 生産一般構想との関連でいうならば、生産一般論と領有法則転回論とを結びつけて古典派の残滓とみる山本哲三氏の説とは逆に、経済学批判体系の始源が、「生産一般」→「価値」→「商品」と変遷していく過程、いい換えれば、商品・貨幣論が流通論として純化していく過程は、領有法則転回論が出現し、さらにそれが理論体系の中に組み込まれていく過程でもあると把握すべきであり、とりわけ、生産一般構想の消滅と領有法則転回論の出現は表裏一体の関係にあるということが銘記されなければならない。
- 18) 領有法則転回論の成立史論的研究は、山田鋭夫、向井公敏、山本哲三の各氏によって精力的に行なわれているが、山田論文〔28〕は平田説を、山本論文〔54〕は宇野説を、あらかじめゴールに設定し、そこに到達すべくかなり強引にマルクスを解釈しているという感を否めない。だが、成立史論は、あらかじめゴールを設定すべきではなく、あくまでもマルクスに内在して考証されなければならないのであり、その中で、マルクスに内在して解決される問題とそうでない問題を明確にすることに成立史論の意義と限界が存在しているのである。なお、山田氏も指摘しているように、『資本論』フランス語版には、平田説に有利な叙述もみられるが、山田氏の解釈に問題が無い訳ではない。この点および否定の否定、源著と領有法則転回論との関連については、さしあたり中川弘氏の論文〔40〕を参照されたい。

〈引用文献〉

- 〔1〕 Marx, K., *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Berlin, 1974. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』大月書店、引用は邦訳書に従ったが、訳文は必ずしも同一ではない。また引用ページは原典ページのみを記することにする。以下同様。
- 〔2〕 Marx, K., Brief an F. Engels v. 2. April 1858, *MEW.*, Bd. 29, Berlin, 1963. 岡崎次郎訳『資本論書簡』(1), 国民文庫。
- 〔3〕 Marx, K., Zur Kritik der Politischen Ökonomie, *MEW.*, Bd. 13, Berlin, 1975. 杉本俊朗訳『経済学批判』, 国民文庫。
- 〔4〕 Marx, K., Zur Kritik der Politischen Ökonomie (Manuskript 1861-1863), Text Teil 1, *MEGA.*, 2. te Abt., Bd. 3, Berlin, 1976. 資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集』, ④大月書店。
- 〔5〕 Marx, K., Theorien über den Mehrwert. Teil. 2 *MEW.*, Bd. 26. 2, Berlin, 1974. 岡崎次郎, 時永淑訳『剰余価値学説史』, 国民文庫 (4)~(6)。
- 〔6〕 Marx, K., Theorien über den Mehrwert. Teil. 3 *MEW.*, Bd. 26. 3, Berlin,

1976. 岡崎次郎, 時永淑訳『剰余価値学説史』, 国民文庫 (7)~(9).
- [7] Marx, K., Resultate des unmittelbaren Produktionsprozesses, *Архив Маркса и Энгельса*, Том II (VII), Москва, 1933. Kraus reprint, Nendeln/Liechtenstein, 1970. 岡崎次郎訳『直接的生産過程の諸結果』, 国民文庫.
- [8] Marx, K., Das Kapital, Bd. 1, Verlag von Otto Meissner, Hamburg, 1867, 青木書店復刻版, 岡崎次郎訳『資本論第1巻初版』, 国民文庫.
- [9] Marx, K., Das Kapital, Bd. 1, Zweite verbesserte Auflage, Verlag von Otto Meissner, Hamburg, 1872, 極東書店復刻版.
- [10] Marx, K., Das Kapital, Bd. 1, MEW., Bd. 23, Berlin, 1973. 向坂逸郎訳『資本論』I. 岩波文庫 (1)~(3).
- [11] Marx, K., Das Kapital, Bd. 2, MEW., Bd. 24, Berlin, 1975. 向坂逸郎訳『資本論』II. 岩波文庫 (4)~(5).
- [12] Marx, K., Das Kapital, Bd. 3 MEW., Bd. 25, Berlin, 1975. 向坂逸郎訳『資本論』III. 岩波文庫 (6)~(9).
- [13] Marx, K., Randglossen zu Adolph Wagners "Lehrbuch der politischen Ökonomie", MEW., Bd. 19, Berlin, 1962. 杉本俊朗訳「アードルフ・ヴァーグナー著『経済学教科書』への傍注」『マルクス・エンゲルス全集』第19巻, 大月書店, 所収.
- [14] Smith, A., An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations. 1776. 大河内一男監訳『国富論』I. 中公文庫.
- [15] Ricardo, D., On the Principles of Political Economy and Taxation. 1817. 竹内謙二訳『経済学及び課税の原理』東京大学出版会.
- [16] 遊部久蔵『商品論の構造』青木書店, 1973.
- [17] 古川 哲「資本主義的取得の法則」宇佐美, 宇高, 島編『マルクス経済学体系』I. 有斐閣, 1971, 所収.
- [18] 田中菊次『「資本論」の論理』新評論, 1972.
- [19] 大島雄一『価格と資本の理論』未来社, 1974.
- [20] 宮本義男『資本論の論理体系』日本評論社, 1971.
- [21] 山本二三丸『価値論研究』青木書店, 1962.
- [22] 川本勝美「マルクス蓄積論の論理構造」, 『経済学雑誌』第76巻第5号, 1977.
- [23] 毛利明子『入門「資本論」の基本構造』新読書社, 1979.
- [24] 平田喜久雄『「資本論」の論理』法律文化社, 1978.
- [25] 内田, 大野, 住谷, 伊東, 平田『経済学史』筑摩書房, 1970.
- [26] 平田清明「個体的所有概念との出会——労働と所有のディアレクティーク——覚え書(中)」『思想』1975, 12月号.
- [27] 望月清司『マルクス歴史理論の研究』岩波書店, 1971.

- [28] 山田鋭夫「マルクスにおける領有法則転回の論理」『思想』1971, 6月号.
- [29] 真木悠介『現代社会の存立構造』筑摩書房, 1977.
- [30] Шкредов, В. П., Товар и товарное обращение как предпосылки анализа процесса производства капитала, 《Экономические Науки》No. 6, 1975.
- [31] Projektgruppe Entwicklung des Marxschen Systems, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Kommentar*, Hamburg, 1978.
- [32] 佐藤金三郎「商品生産の所有法則について」『経済研究』第30巻第3号, 1979.
- [33] 佐藤金三郎「資本論」の課題と方法」岡崎, 松岡, 深町編『解説資本論』(1) 有斐閣, 1979, 所収.
- [34] 佐藤金三郎編『マルクス経済学』青林書院新社, 1980.
- [35] 向井公敏『『経済学批判要綱』における領有法則の転回について』『経済学雑誌』第69巻第6号, 1973.
- [36] 頭川 博「単純商品流通の性格規定——『貨幣の資本への転化』との関連で」『一橋論叢』第79巻第3号, 1978.
- [37] 鈴木和雄「領有法則の転変論と再生産論」『経済学』第40巻第3号, 1978.
- [38] 高須賀義博『マルクス経済学研究』新評論, 1979.
- [39] 角田修一「資本の蓄積過程」島恭彦監修『講座 現代経済学』III. 青木書店, 1978, 所収.
- [40] 中川 弘「領有法則の転回——論争の一面についての検討・試論——」『講座 資本論の研究』2. 青木書店, 1980, 所収.
- [41] 平野厚生「マルクスの資本蓄積概念について」『経済学』第38巻第4号, 1977.
- [42] 吉原泰助「資本の蓄積過程」島, 宇高, 大橋, 宇佐美編『新マルクス 経済学 講座』1972, 所収.
- [43] 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会, 1962.
- [44] 宇野弘蔵『価値論』青木書店, 1965.
- [45] 宇野弘蔵『経済学ゼミナール(2) 価値論の問題点』法政大学出版局, 1963.
- [46] 宇野弘蔵『増補 農業問題序説』青木書店, 1965.
- [47] 宇野弘蔵『社会科学の根本問題』青木書店, 1966.
- [48] 大内秀明『宇野経済学の基本問題』現代評論社, 1971.
- [49] 塚本 健「『商品生産の所有法則』について」『唯物史観』第6号, 1968.
- [50] 永谷 清『科学としての資本論』弘文堂, 1975.
- [51] 石井英朗「商品経済と私有制について——その覚え書き——」『思想』1964, 11月号.
- [52] 中野 正「商品生産の所有法則」『資本論辞典』青木書店, 1966.
- [53] 鈴木鴻一郎『価値論論争』青木書店, 1959.
- [54] 山本哲三「『領有法則の転回』について」『経済学研究』第23巻第4号, 1974.

- [55] 山本哲三「領有法則転回論と経済学批判」『経済学研究』第24巻第4号, 1975.
- [56] 山本哲三「所有論としての経済学」『経済学批判』4, 1978年.
- [57] 日高 普「社会科学的方法の特殊性」『思想』1965, 5月号.
- [58] 久留間敎造, 玉野井芳郎『経済学史』岩波全書, 1954.